

# 平成31年度事業計画

(自 平成31年4月1日 至 平成32年3月31日)

米穀機構は、米政策の見直しや、生産サイドから流通サイドまで米穀関係者による競争力強化のための取組が進められているなど、米をめぐる状況が変化しつつある状況を十分に踏まえ、時代の動きに的確に対応しながら、会員のニーズに応えつつ公益目的事業等各般の事業の適正、円滑な実施を図ることにより、米の安定供給確保を支援する。また、引き続き、東日本大震災等の復興支援を行う。

## I 公益目的事業

### 第1 信用保証事業

米穀流通及び信用保証事業をめぐる厳しい環境に対応して、代金保証及び運転資金保証のより適切かつ堅実な実施を図るとともに、平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法に基づく米の流通・加工の合理化に向けた会員卸の取組を支援する。信用保証事業の根幹をなす保証基金については安全かつ効率的な運用に努めるとともに、事業経費の節減等により円滑な保証事業の運営を図る。

#### 1 保証事業の運営

30年産から新たな米政策が始まり、需要に応じた生産・販売への取組が進められる一方、農業競争力強化プログラムにより米流通の在り方について事業再編を含めた抜本的合理化の推進を求められる等会員卸を取り巻く環境は変革期を迎え、より厳しさが増すことも予想される。こうした中、保証事業については、米穀の安定流通の確保と米穀流通業者の経営安定に資するため、また、29年の食糧信用保証委員会です承された「信用保証事業の今後の展開」に基づき、米穀代金保証及び米穀運転資金保証を実施するとともに、引き続き新たな保証制度についての検討を進める。

このうち、米穀代金保証については、単位農協（経済連を含む）の保証先を必要に応じて追加するとともに、支払いサイトについても単位農協ごとの取引条件に柔軟な対応を可能にする。また、今後の米流通の変化に対応して、会員の仕入れ先確保を支援するため、全国展開する大手卸と地域密着型の中小卸間における米穀の売買代金に係る保証について、会員卸等へのヒアリング調査・研究を基に、その具体化を進める。

米穀運転資金保証については、会員の保証利用に係る有用性を高めるため、30年11月から保証額を特別基金以外の預り金も含めた積立限度まで拡大することとしたが、今後多様化する会員の資金調達に対応するため、3～5年程度の中期運転資金への保証対応及び市場動向及び会員のニーズを見極めながら、保証の保全に留意しつつ、与信枠の拡大についても引き続き検討する。

保証事業の運営に当たっては、厳正な信用審査を実施し、保証限度額の管理、物的担保の徴収等保証債権の保全に努めるとともに、求償権については適切かつ効果的な回収に努める。また、元号改正に伴うコンピュータシステムの改修を行う。

#### 2 経営指導の推進

(1) 米穀卸の経営環境の変化に対応した事業戦略の策定並びに経営体質の強化に資するため、会員卸に対する的確な経営相談、経営指導を行うとともに、関係中央団体とも連携し、会員卸が抱える経営課題解決に向けた取組について支援協力する。

- (2) 本機構主催による経営研究会等の開催
  - ① 会員の経営責任者等を対象とする経営研究会を今年度開催する。
  - ② 会員の実務担当者を対象とする講習会を引き続き開催する。
- (3) 30年11月から再開した会員の主催による経営研究会等の開催費のうち会議室賃借料及び講師謝金の一部助成を引き続き実施する。
- (4) 「米穀卸売業者の経営指標」等関係資料の作成配布その他の情報活動を行う。

## 第2 集荷円滑化対策事業等

### 1 「米粉等新たな米需要開発事業」に係る取組

- (1) 平成29年3月に国から公表された米粉の用途別基準及び米粉製品普及のための表示（いわゆるノングルテン表示）に関するガイドラインに関して、国と連携して普及を支援する取組を行う。
- (2) 最近の技術開発により実現しつつある米粉の新たな機能性を有するアルファ化米粉、米ピューレ、米ゲルなどの普及の支援に取り組む。
- (3) また、(1)のガイドラインや(2)のアルファ化米粉などをテーマに、食品に係る各種イベントへの参画、出展などを行う。
- (4) 米粉の普及促進を図るため、次の講習会等を実施する。
  - ① 調理師、パティシエ、給食関係者などを対象とする講習会
  - ② 被災地応援を含めた米粉を活用した給食の提供
  - ③ 米粉を活用した学校給食に係る関係者を対象とした講習会及びこれと連動した学校給食

### 2 過剰米対策基金の管理・運営

事業運営に当たっては運営経費の節減を図るなど、過剰米対策基金の適切な管理、運用に努める。

### 3 その他の関連業務

- (1) 集荷円滑化対策関連システムの運用、保守  
当該システムを維持する観点からの必要な措置を引き続き講じる。
- (2) 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業に係る外食・加工業者等のフォローアップ  
関係要領等に基づき、外食・加工業者等から事業の実施報告書の提出を求めるなど、フォローアップを行う。
- (3) 「全国農業再生推進機構」への参画  
関係団体が連携して、需給環境やマーケットインの取組等をふまえた需要に応じた米生産の取組等を推進することを目的に設立された「全国農業再生推進機構」に引き続き会員として参加する。

## 第3 米消費拡大事業

### 1 ごはん食普及基盤事業

米を主食とした日本型食生活（ごはん食）を通じて、国民の健全な食習慣の確立を旨とする事業。

#### (1) 子どもや保護者等に対する取組

子どもの頃の食習慣は、一生の基礎となることから、子どもや保護者等を対象に、日本型食生活の健康性やおいしさを広く認識してもらう取組を行う。

- ① 妊産婦、乳幼児等に対する取組

妊娠期、乳幼児期の栄養と正しい食生活を会得してもらう取組を行う。具体的には、最近の知見を活用して、米を主食とした日本型食生活の重要性を分かりやすく解説した小冊子を作成し、母子健康手帳の別冊として各自治体から妊婦に配布、同保健センター等に常置するとともに、可能なかぎり、当該訴求対象にそった各種媒体等を活用した普及・啓発活動も行う。

## ② 児童・生徒に対する取組

米やごはんの基礎知識、米を主食とした日本型食生活の良さについて自ら学ぶ取組を行う。具体的には、米の歴史、食文化、生産から流通及び米を主食とした日本型食生活の良さ等を紹介する資材等の作成・配布等を行う。

## (2) 若年世代に対する取組

ごはんの摂取量が少ない大学生等を中心として、栄養のバランスや一食のごはんの適量等を普及・啓発する取組を行う。具体的には、大学等と連携して、授業やゼミ等の中で、3（主食 ごはん）・1（主菜）・2（副菜）の割合（表面積）で詰める弁当箱法等を活用した一食のごはんの適量等を把握する取組等を実施する。

## (3) 中高年世代に対する取組

健康志向が強い中高年世代を中心に、米を主食とした日本型食生活の健康面での良さを普及・啓発する取組を行う。具体的には、医療・健康・福祉等の関係団体等と連携して、米を主食とした日本型食生活への理解を前進するとともに、実際の健康指導や健康の情報提供等にも活かしてもらうため、シンポジウムやセミナー等を開催する。

## (4) インターネットを活用した情報提供の取組

米ネットを通じて、米及び米を主食とした日本型食生活の最新情報の提供やごはんメニュー等の提案を行う。

## (5) 米・ごはん食の基礎的な調査・研究等を支援する取組

米及びごはんを主食とした日本型食生活の健康面での効用を裏付けるエビデンスの集積を図る。

## 2 ごはん食普及強化事業

米を主食とした日本型食生活を通じて、国民のライフスタイルや価値観などの変化に伴う食に関する課題や食へのニーズに対応して行う事業。

### (1) 朝、ごはんをきちんと食べようキャンペーン事業の実施

各種媒体等を活用して、朝食の欠食率の高い20歳代・30歳代の若年世代を中心に、朝、ごはんの喫食向上を図るとともに、糖質制限ダイエットのリスクとごはんの適量摂取の必要性について正しく理解してもらい、ごはんを中心とした日本型食生活の実践と普及を図るためにキャンペーン事業を実施する。

### (2) 米消費拡大イベントの開催

食に関連のあるイベント等を活用した、ごはん・ごはん食の作る楽しさ、食べる楽しさ、健康性等を訴求し、広く国民に対して、ごはん・ごはん食の喫食増大につながる活動を行う。具体的には、「ホビークッキングフェア2019」への参加出展等を行う。

### (3) ごはんの魅力再生・再発見事業

食文化や伝統行事等を絡めてごはん食の魅力について再生・再発見を行い、ごはん食の喫食増大を図る取組を行う。具体的には、夏越の祓にちなんで提案した「夏越ごはん」の普及・定着活動等を行う。

#### (4) 関係団体との連携・協働事業

米穀販売事業者、ごはんと親和性の高い食材団体、郷土料理等伝承団体等と連携・協働し、さまざまな食シーン、対象に合わせて、ごはんのおいしさ、作る楽しさ、ごはんを主食とした日本型食生活の健康性等を訴求する取組等を行う。

### 第4 情報提供事業

国民生活に不可欠な米の安定供給を確保するため、米の需給及び流通・消費に関わる基礎データ等の収集及び情報提供事業として、米に関する消費、流通、価格、生産動向の基本的調査を行うとともに、ホームページ等により国民全般に対して適宜、的確に情報提供を行う。

#### 1 基本的調査等の実施

##### (1) 米の消費動向調査

米の消費等の動向に関する調査を行う。

##### (2) 米取引関係者の判断に関する調査（D I 調査）

米の需給、価格動向について現状判断及び見通し判断等の調査を行う。

##### (3) 米の品種別作付動向調査

米の品種別の作付動向に関する調査を行う。

#### 2 米に関する情報提供の実施

##### (1) ホームページによる情報提供

1の基本的調査等の調査結果や集約結果、及び米の生産、作柄、品質等の動向、米・ご飯の健康性、レシピ、文化と歴史等に係る広範な情報について収集・加工等を行い、これらの情報をホームページにおいて発信する。

##### (2) 問い合わせ等への対応

米の生産、流通、販売、消費等に関する各種照会等に対し迅速に対応する。

## II その他の事業（相互扶助等事業）

### 第1 信用保証事業

#### 1 米穀設備保証

米穀販売業務遂行上必要とする米穀のとう精、貯蔵等の設備を導入するに際して、その調達方法に応じて次の債務保証を行う。また、30年7月から開始した「事業再編促進保証（設備・リース）」により、農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の認定を受け、事業再編を実施する会員卸に対して、その取組を支援する。

##### (1) 米穀設備資金債務保証

##### (2) 米穀設備リース債務保証

#### 2 社内預金債務保証

米穀販売事業者である会員が、その従業員から委託を受けて管理する貯蓄金（社内預金）の元本の

返還債務に関する保証を行う。

## **第2 もち米需給安定支援対策事業**

もち米などの価格は、作柄や需給のわずかな変動に影響を受けやすいこと及び単収も低い等の特性があるため、もち米の適正かつ円滑な流通を促進するための事業を行う。

- 1 もち米の需給及び価格の安定に資する事業を行う。実施の可否や、具体的な内容は、生産年の作柄・需給のバランス・価格等を勘案して決定する。
- 2 生産者団体や実需者団体が実施する、国内産もち米及びこれを原料とした製品の需要拡大事業を助成する。
- 3 もち米に関する情報収集・提供事業を行う。

## **第3 流通合理化推進事業等**

米穀販売事業者の農業競争力の強化の取組、並びに米穀販売事業者の精米関連設備の改善、合理化に資するために、設備リース料等の一部助成を実施する。